

関 係 法 令（抜粋）

◆設置根拠法令等

◎廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（廃棄物減量等推進審議会）

第5条の7 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

2 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。

◎青森市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（抜粋）

（廃棄物減量等推進審議会）

第8条 法第5条の7第1項の規定に基づき、一般廃棄物の減量等に関する事項その他市長が必要と認める事項を審議するため、青森市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- 一 市議会議員
- 二 学識経験者
- 三 各種団体の代表者
- 四 関係行政機関の職員
- 五 その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前3項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

◎青森市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（抜粋）

（審議会の会長及び副会長）

第3条 条例第8条第1項に規定する青森市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（審議会の会議）

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会の会議は、半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聞き、又は説明を求めることができる。

（審議会の庶務）

第5条 審議会の庶務は、環境部清掃管理課において処理する。

（審議会の運営事項）

第6条 第3条から前条までに規定するもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

◎委員報酬

日額 8,700 円

青森市特別職の職員の給与に関する条例第1条52号（廃棄物減量等推進審議会委員）